

12 奨学金等貸付金貸与制度

	奨 学 金		遠距離通学費	定時制通信制課程修学奨励金
貸 与 月 額	公立 8,000円 18,000円 28,000円	私立 20,000円 30,000円 40,000円	通学費等の月額の7/10 (千円未満の端数切り捨て、 上限26,000円)	定時制及び通信制 14,000 円
貸 与 対 象 者	・高等学校等(*)に在学すること ・保護者が県内に居住していること ・経済的理由により修学が困難であること ・一定の成績基準を満たす者であること	・本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること	・高等学校等(*)に在学すること ・保護者が県内に居住していること ・経済的理由により修学が困難であること ・通学費等が月額 8,000円以上であること	・県内に居住し、県内の定時制課程か、あるいは通信制課程に在学すること ・経済的理由により修学が困難であること ・経常的収入を得る職業に就いている者であること ・本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること
償 還 期 間	・卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間		・卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間	・退学後6月据え置き、貸与期間の相当期間 ・卒業した場合償還免除
利 子	・無利子		・無利子	・無利子

*「高等学校等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を指す。